

第 20 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第 20 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成 29 年 8 月 9 日（水） 午前 9 時 30 分～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 101 会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 「第 19 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会（7/10）」の会議概要について</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 条例素案（たたき台）の検討について</p> <p>(2) 条例策定後の取組について</p> <p>(3) 逐条解説（たたき台）の検討について</p> <p>3 その他連絡事項</p> <p>(1) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施について</p> <p>[閉 会]</p>
出席者 傍聴 4 名	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、加藤みどり、泉口哲男、 岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、 田中文人、塩沢隆幸、石川誠、岡部直士、福本行廣（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 吉野福祉保健部長、高木障害福祉課長、鈴木障害福祉課主査、加藤業務係長、 城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、近藤障害福祉第三係長、 塩島主任</p>
会議資料	<p>【事前配布資料】</p> <p>資料 20-1 第 19 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料 20-2 条例素案（たたき台）</p> <p>資料 20-3 先行自治体の取組事例</p> <p>資料 20-4 市民意見公募（パブリックコメント）の実施について（イメージ）</p>

[開 会]

1 報告事項

(1) 「第 19 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討
委員会（7/10）」の会議概要について

2 検討事項

(1) 条例素案（たたき台）の検討について

●前回の委員会以降、文書法政課と協議を行い、言い回しなどについて部分的に修正をした。

【前文】

一人ひとり、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在である。どのような人に対しても、
孤立や排除があってはならない。

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせる
こと、みんなと同じであることが良いという価値観が根強く存在してきた。その結果、誰もがもつそ

それぞれの個性やかがやきが否定されやすく、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人ひとりの個性や人格を否定し、全ての人を不自由にするものである。

私たち市民は、このような地域社会のありようを変えようと、障害の有無、障害の種別、民間や行政を問わず、地域の多様な関係者が協働して、努力を続けてきた。その精神を引き継ぎ、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組をさらに進めていく。

障害は、個人の問題として捉えられてきたが、社会との関係性で生じるものであり、地域社会を構成する全ての人の問題である。機能的な障害も、生まれつきのものでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、私たち一人ひとりが日々取り組むべき課題である。

私たち市民は、多様性を認める地域社会こそが、豊かな地域社会であると認識し、一人ひとりが異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重し、誰もがかがやけるまちを目指す。

そのために、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例をここに制定する。

○2段落目の後半で「全ての人を不自由にするものである。」とあるが、「不自由」という文言が突飛のような気がする。

○全ての人が、「不自由」だとは感じていない。

○素案の前文について、3段落目と4段落目の順番をかえてはどうか。かえた方がスムーズに流れるのでは。

○2段落目の「不自由にする」を別の言葉に置き換えるなら、「生きにくくする」などになるのでは。あるいは、2段落の終わりを「一人ひとりの個性や人格を否定するものである。」として終えてはどうか。

○全ての人の問題であるということで「全ての人を」という文言、生きづらさの表現として「不自由にするものである」という文言が最もシンプルで分かりやすい。素案のままでよい。

●第4条と第5条で「市の責務」、「市民及び事業者の責務」がそれぞれ規定されているが、立川市以外の行政機関についての責務は、障害者差別解消法で規定されている。第16条（住居に関する合理的配慮等）第2項と第19条（相談、助言等）第3項で「行政機関」という語句が出てくるため、第2条（用語の定義）第7号で「行政機関」についての定義を載せた。

○第8条（福祉サービスに関する合理的配慮等）第1項の後半で「障害のある人の意思並びに個性及び人格を尊重するものとする。」とあるが、「意思・個性・人格」と続くと何を大切にしたらよいか明確にならない。人格を大切にすることが、個性を尊重にすることにつながる。「意思及び人格を尊重するものとする。」として欲しい。

○意思疎通が難しい方のことを考えると「意思及び人格」ではなく、「意思並びに個性及び人格」としても良いのでは。

○検討委員会の結論としては、「意思及び人格」となった。

○第9条（教育に関する合理的配慮等）、第10条（保育に関する合理的配慮等）、第11条（療育に関する合理的配慮等）の第1項にある「共に育ち合う」という文言は、修正せずに原案通り「共に育ち合う」とすることが検討委員会の結論となった。

●条文の中に定義をそのまま盛り込むと読みにくい面もあるが、国の法令の表記に倣い、各条文の中に「特別支援学校」「保育所」などの語句についての定義を入れた。

○各語句の定義を条文の中に盛り込むか、アスタリスクなどを付けて条文の後に盛り込むか、どちらが読みやすいかは一概に言えない。

○第11条（療育に関する合理的配慮等）第1項は、「必要な措置」とすることになった。

○第12条（雇用に関する合理的配慮等）第3項の「研修」の中に、現場での相談、話し合い、障害のある人の声を聴く場を設けることなどが含まれることを逐条解説で触れて欲しい。

○改正障害者雇用促進法の各条にそれぞれの場面についての規定がある。第12条に関する逐条解説で雇用促進法の規定を載せて欲しい。

●第13条（公共的施設の利用に関する合理的配慮等）第3項に、「乗降時の配慮や乗車スペースの確保等」と具体的事例があるが、全ての事例を個別に取り上げるのは困難。表現としては全体にかかる理念的なものとしていきたい。

○第13条第1項に、「交通施設（車両、船舶、航空機等）」とあるが、交通施設の具体的事象については、条例に明記するのではなく逐条解説に載せた方が良いのでは。なお、公共的施設の範囲は、障害者基本法第21条（公共的施設のバリアフリー化）に合わせている。

○交通施設を利用する上で、大変な思いをしている人が多い。条文の一つの項目として明記して欲しい。第13条の第3項が第2項に含まれてしまうとすごくぼやけてしまう。交通機関は、他の施設とは違う重要性がある。

○第3項「乗車スペースの確保」となると、車内は別として、バス停などは歩道スペースとも関係してくる。そのため、バス会社だけで進めることができず、道路管理者である行政機関との折衝が必要になる。第3項の主語から「市及び」という部分が削除されているのは違和感がある。

○第3項は残した方がよい、障害のある人が社会参加をする上で、交通施設の役割は重要になる。

○一般的な解釈として公共的施設の中に「移動」は入らないのでは。タイトルに「移動」も入れた方がよいのでは。

○「移動」を含めると例えば、ガイドヘルパーの充実までというように拡がりすぎてしまう。

●第13条第4項の中の、「前3項の場合において」という表現だが、第1～3項まで受けている。

○第3項については、事務局案通り「公共的施設に関係する事業者は、～体制の整備及び研修の実施に努めるようものとする。」という表現で良い。

○第13条第3項の取り扱いについては、①原案通り交通施設の事業者を主語にしたままで、文末の表現をかえる。②文末の表現をそのまま、主語を「公共的施設に関係する事業者」にする。③第3項を削除する、の何れかで再度検討することとなった。

○第14条（文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等）第2項について、第1項と同様に「生涯を通じて」という文言を入れてはどうか。

○第15条（情報保障等に関する合理的配慮等）第1項にある「並びに」という表現は、とつてもよいのでは。「並びに」となると並列的に接続することになる。「コミュニケーションの専門家を活用するなど、障害の特性に配慮した必要な措置を講ずるものとする。」としてはどうか。

○本委員会においては、原案通り「並びに」をいれるのに賛成する委員が4名。「並びに」を削除し「～するなど、障害の特性に～」とすることに賛成の委員が6名となった。

○第15条第1項の具体例は、聴覚障害を主に対象としたものと言える。情報保障は広い意味で、知的障害も含まれる。絵カードなどを入れてはどうか。

○具体例についての詳細は、逐条解説で記載してはどうか。

○精神障害ということで、不動産業者が物件を紹介しないケースが未だある。第16条（住居に関する合理的配慮等）についてはこれで良い。

●第18条（相互理解の促進）第2項について、理念的であるため事務局で検討することになった。

●第19条（相談、助言等）第1項では差別に関する相談について明記されているが、相談をすることができる者は幅広くし、事業者も含めた。

●第20条（あっせんの申立て）第2項のあっせんの申立てについては、勧告・公表につながるため、申立てができる者として、事業者は含めないこととした。

○第19条第3項に規定されているように、市が調査・調整などを行うが、しっかりとした体制づくりが必要になる。オンブズマン的な立場の人が関わるようにして欲しい。市と委託相談機関等にホットラインを設けるのはどうか。

●事業所が申立ての対象となり、事業所から不服がある場合なども想定されるが、まず市は話し合うことも勧める。事業所の合理的配慮は、努力義務であって、過重な負担にならない範囲で行われるもの。事情を聴いて対話をするのが大事になってくる。公表規定を設けたが、まずは当事者の対話による解決を目指し、解決に至らない場合はあっせんに移行する。

●第23条（調整委員会の設置）第3項で調整委員会は11人以内とあるが、施行規則で定めることも検討する。規定された調整委員会は、市長からの諮問に対し、あっせんの適否について答申する諮問機関。市が調査、調整を行う。

○障害者差別解消法で規定された、障害者差別解消支援地域協議会を条例に設けてはどうか。差別解消に向けた取組みが進まない懸念がある。

○条例ができた後の推進体制をどうしていくか。報告して市民に公開するのはどうか。

○前文と第13条（公共的施設の利用に関する合理的配慮等）の取り扱いについては、事務局に各委員の考えを伝えることとなった。

（2） 条例策定後の取組について

●先行自治体の事例を参考に進めていきたい。

（3） 逐条解説（たたき台）の検討について

●12月議会において条例案を提出する時期を目途に、まとめあげる予定。

3 その他連絡事項

（1） 市民意見公募（パブリックコメント）の実施について

●条例素案を9月議会の厚生産業委員会へ報告後、9月下旬から10月中旬までの予定。

[閉 会]

以 上